

1 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号）が令和 6 年 5 月 31 日に公布されたことに伴い、条例中の引用条項を改めるため、本組合例規についても所要の改正を行ったものである。

2 改正の概要

条例中の引用条項を改めたもの。

3 他自治体の類似する政策等

構成市及び県内の消防業務を所管する自治体等においても、必要な措置が行われている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号）

6 条例制定による予算措置

なし

7 添付資料

新旧対照表